

氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城

溝口 優樹

はじめに

鞠智城は七世紀後半に築かれた古代山城の一つである。現在の熊本県山鹿市菊鹿町米原・木野、菊池市木野の一帯には、その遺跡である鞠智城跡が所在しており、発掘調査によつて多くの成果があがつてゐる。本稿は、こうした発掘調査成果を前提に、主として文字資料の分析にもとづく歴史学の立場から、特に古代氏族の分析を通して、鞠智城が築造された背景の一端に迫ろうとするものである。

一・先行研究と問題の所在

(1) 鞠智城の概要

まずは文献史料にもとづき、鞠智城の概要を確認したい。鞠智城の史料上の初見は次のようなものである

【史料1】『続日本紀』文武二年（六九八）五月甲申（二十五日）

令「大宰府繕治大野・基肄・鞠智三城」。

右は大宰府に命じて大野・基肄・鞠智の三城を繕治させたといふものである。このうち大野・基肄の二城については天智四年（六六五）に築造されたことが知られる（一）。しかし、鞠智城の造営については史料から確認することができない。

次に鞠智城が史料にあらわれるのは九世紀半ばである。すなわち、

天安二年（八五八）閏二月二十四日に菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴つたことを肥後国が報告したといつものである（二）。また、その翌日にも鳴つたことがみえる（三）。そして同年六月には、菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴り、同城の不動倉十一宇が火災にあつたという（四）。さらに元慶三年（八七九）三月にも、菊池郡城院の兵庫の戸が自ら鳴つたことがみえる（五）。

このように、八世紀における鞠智城の様相については史料から確認することができないものの、遅くとも七世紀末には築城されており、九世紀後半までは存続していたことがうかがわれる（途中で一時的に機能が停止していた可能性を否定するものではない）。

この鞠智城の遺跡が、菊池川の中流域、その右岸に広がる標高一四五メートル前後の「米原台地」に所在する。鞠智城跡は熊本県教育委員会などにより発掘調査が続けられ、その詳細が明らかにされてきた（熊本県教育委員会一九八三・二〇一二）。発掘調査では、鼓楼の可能性が指摘される八角形建物跡を含む七二棟の建物跡や貯水池跡、門跡などが検出されている。また遺物としては、貯水池跡から出土した銅造菩薩立像や、「秦人」の文字が記された木簡（一号木簡）などが特筆できよう。こうした発掘調査の成果を踏まえ、報告書は建物の変遷をⅠ期（七世紀第3四半期前半）～七世紀第4四半期）、Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）、Ⅲ期（八世紀第4四半期）～Ⅳ期（八世紀後半）に分けて示す。

1四半期後半（八世紀第3四半期）、IV期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）、V期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）の五時期に区分している（熊本県教育委員会二〇一二）。

以上の考古学的な知見をうけ、鞠智城が大野・基肄の二城とおおよそ同時期にあたる七世紀第3四半期に築かれたこと、史料上最後に確認できる九世紀後半以降も一〇〇年間近く存続したことを確認しておきたい。なお、必ずしもこの間に鞠智城が機能し続けたとは限らない。八世紀第2四半期～第3四半期については遺物がほとんど存在しないことから、機能を停止していたとする見方もある（向井二〇一四）。

（2）鞠智城の築造背景をめぐる先行研究

次に、鞠智城が築造された背景をめぐる先行研究を概観したい。

まず鞠智城跡に関する先駆的な研究をおこなった坂本經堯氏は、白村江の敗戦後、外寇に備えて構築された「百濟式山城」の一つとして鞠智城を位置づけた（坂本一九七九）。その後も、鞠智城が白村江の敗戦をうけて唐・新羅の侵攻に備えるために築造されたとする見方は、多くの論者に継承されている（乙益一九八三、小田二〇一三、佐藤二〇一四など）。

他方、鞠智城は九州地方の勢力へ対処するために築造されたとする見方もある。例えば富田紘一氏は、白村江敗戦後の大和朝廷が、火君氏を牽制する意味で、肥後北部の穀倉地帯の中央に鞠智城を築いたとする（富田一九七九）。また木崎康弘氏は、九州における古代山城の分布などから、百濟滅亡をうけたヤマト王権が、内憂回避策として筑紫君氏や火君氏、菊池川流域の豪族などを牽制するため、

それらを囲繞するように山城群を構築し、特に日置氏や火君氏など菊池川以南の勢力を対象として築かれたのが鞠智城であったとする（木崎二〇一四）。

鞠智城が九州地方の豪族への対処を目的として築かれたとする研究の中には、特にこうした勢力による外交が倭王権によつて警戒されたのだとする見方もある。例えば長洋一氏は、九州西海岸の豪族が大陸文化受容の窓口を新羅に求める可能性を中央権力が警戒し、そのような動きを牽制するため火君氏の根拠地に接して鞠智城が造営されたとする（長一九九一a）。さらに近年、柿沼亮介氏は、火葦北国造や肥君氏、水沼君氏といった有明海沿岸の勢力がそれぞれ独自の外交ルートを有していたことを指摘したうえで、王権がそれを抑えて外交権を掌握するため、大宰府とともに設置されたのが鞠智城であつたとする（柿沼二〇一四）。

こうした議論においては、鞠智城そのものの機能や立地などに加え、火君氏など肥後の勢力の性格や動態が重要な問題となる。しかし肥後の勢力、とりわけ火君氏をめぐっては、分布や系譜などさらなる検討を要する点が少なくないと思われる。そうなると、鞠智城の築造と関連づける理解にも関わつてくる可能性がある。

ところで、鞠智城の築造にあたつて肥後の勢力がいわば「仮想敵」の如くみなされたと捉える研究がある一方、鞠智城の築造に与したる見方もある。例えば富田紘一氏は、白村江敗戦後の大和朝廷が、火君氏を牽制する意味で、肥後北部の穀倉地帯の中央に鞠智城を築いたとする（富田一九七九）。また木崎康弘氏は、九州における古代山城の分布などから、百濟滅亡をうけたヤマト王権が、内憂回避策として筑紫君氏や火君氏、菊池川流域の豪族などを牽制するため、

に所在する木柑子フタツカサン古墳（六世紀前半、前方後円墳）や木柑子高塚古墳（六世紀後半、前方後円墳）に置かれた石製表飾が岩戸山古墳と類似しており筑紫君氏との親和性がうかがわれることが、五世紀末以降に菊池川下流域の勢力が大和朝廷とのつながりを保てなくなり弱体化したのを捉え、宇土半島を本拠としていた肥君氏が筑紫君氏と結びながら未開発の菊池川中流域へ進出し、車路の源流となる道路が開発され、鞠智城が築かれる前提となつたとする（宮川二〇一三）。また須永忍氏は「鞠智城に最も近い位置を本拠とした肥後の国造」として阿蘇君氏に着目し、阿蘇君氏が那津官家の修造や維持・管理において重要な役割を果たしたとしたうえで、阿蘇君氏はそうした倭王権との特殊な関係を背景として菊池郡域を含む肥後北部を阿蘇国に包括し、白村江敗戦後は阿蘇国造として鞠智城の造営に協力したとする（須永二〇一七）。

両氏の研究は、主として取り上げた氏族は異なるものの、鞠智城が築造された背景として肥後の勢力の動向を重視するものである。鞠智城は中央権力である倭王権の主導によつて築造されたものではあるが、こうした大規模な造営事業にあたつては、労働力編成などの面で現地の勢力との関わりが重要となる。したがつて、鞠智城が築造された背景を考えるうえで、所在地周辺における諸勢力との関係を探ろうとする視点は継承すべきであろう。ただし、これらの先行研究に問題点がないわけではない。

まず宮川説については、六世紀の菊池川中流域において石製表飾をともなう古墳を造営した勢力が筑紫君氏と結びつく点は認められるとしても、それを肥君氏あるいは筑紫火君氏とみてよいかは疑問がある。また須永説については、那津官家の「修造」にあたつて阿

蘇君氏が茨田屯倉の穀を運搬するといった形で関与したことは認められるものの、「現地における中核的存在」としての位置を占めたかは疑問がある。また、国造制下において後の菊池郡域が「阿蘇国」の一部であつたとする点も明らかでなく、鞠智城の築造において阿蘇君氏が果たした役割も明確でない。このように、鞠智城の築造にどのような勢力が関与したか十分に解明されていないのだが、そもそも鞠智城の所在地周辺にどのような勢力がいたか不明な点に原因の一端があるようと思われる。

これまでにも、周辺勢力との関わりから古代山城を捉える研究がおこなわれてきた。例えば向井一雄氏は、有明海沿岸や吉備では六世紀代の有力古墳群を故意に避けて古代山城が選地されおり、在地勢力による築城とは考えにくいことを指摘している（向井一九九一）。また周辺遺跡との関係から古代山城と地域勢力の関係を検討した乗岡実氏は、古代山城の立地は特定の在地勢力との相関性が見出し難い一方、官道をはじめとする「畿内政権」による施設との接近性が強い点を指摘している（乗岡二〇一〇）。さらに、こうした視点から鞠智城の立地を捉える試みもある。すなわち向井氏は鞠智城の立地に関して、所在地の菊池郡には古墳時代の全期間を通して前方後円墳が築かれていらない一方、瀬戸口横穴群といった横穴墓が多く造られている点に注目している（向井二〇一四）。

このように、古代山城の立地を周辺遺跡との関わりから捉える研究があり、鞠智城についてもそういう言及がなされている。しかしその一方で、文字資料の分析からは、鞠智城の所在地周辺における勢力の実態解明が進んでいないのが現状といえよう。まずは、鞠智城の所在地周辺にどのような氏族が分布するか復元するところか

ら始めなければならないだろう。

以上、鞠智城の築造背景をめぐって、肥後の勢力との関係を論じた先行研究を中心とりあげ、問題点を考えてきた。まず、鞠智城が現地の勢力に対処するためには築造されたとする説を検証するには、肥後の勢力、とりわけしばしば取り沙汰される火君氏の歴史的性質を明らかにする必要がある。また、敵対的な関係を想定するにしても、協力的な関係を想定するにしても、鞠智城の築造を現地の勢力と関連づけて考えるならば、鞠智城の所在地周辺にどのような人々がいたのかを明らかにしなければならない。

こうした点に鑑み、本稿では火君氏や菊池地域（令制下の菊池郡域に相当する一帯）に関わる諸氏族をとりあげ、その分析を通して古代の肥後ににおける地域社会の実態を検討する。こうした作業によつて、鞠智城の築造背景を解明するための一助としたい。

二、肥後の古代氏族—火君氏を中心にして

（1）肥後ににおける古代氏族の特徴

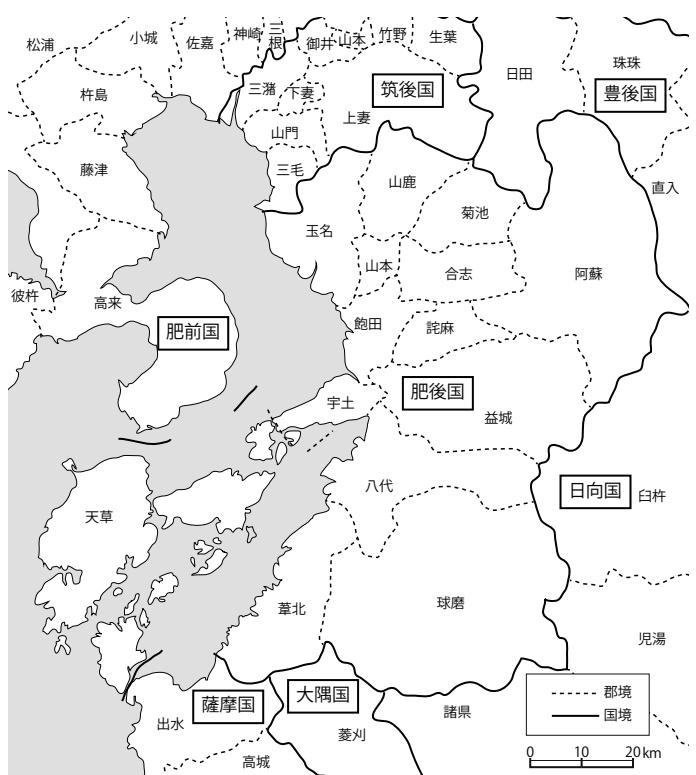
肥後の古代氏族を分析するにあたり、その前提作業として、諸史料から肥後の氏族分布を郡ごとに復元したものが第1表である。

肥後の氏族を概観してまず留意されるの

第1表 肥後の氏族分布

郡	人名・氏族名	典拠	備考
玉名	日置部	日置郷の郷名から復元	
	日置部公	「日置氏墓誌」(松本1980年など)	權擬少領
山鹿			
山本			
菊池	秦人	鞠智城跡水池跡出土木簡(熊本県教育委員会2012)	郡名を記さないことから菊池郡の人と推定される
	大伴部島上・大伴部稻依	東大寺大仏殿廻廊西地区出土木簡1761(奈良県教育委員会2000)	子養郷の人。「薬院依仕奉人」としてみえる
阿蘇	阿蘇君	『古事記』神武段など	郡名との一致から推定
	阿蘇直	『異本阿蘇系図』(田中1986)	阿蘇君氏との同族関係から推定
	穴徳部直	『異本阿蘇系図』(田中1986)	阿蘇君氏との同族関係から推定
	宇治部公・宇治部宿祢	『異本阿蘇系図』(田中1986)	阿蘇君氏との同族関係から推定
合志	日下部辰吉	『日本三代実録』貞觀18年(876)9月9日癸未条	擬大領
	壬生諸石	『日本書紀』持統10年4月戊午(27日)条	
	鳥取部	鳥取郷の郷名から復元	
飽田	春日部	『日本書紀』安閑2年5月甲寅(9日)条	「火国春日部屯倉」の所在地として熊本市春日が比定されることから推定
	建部君馬口 ^(毫)	平城宮木簡(『平城宮木簡』1-300)	天平三年。主政
	建部君虫麻呂	天平勝宝6年(754)『瑜伽師地論』巻38奥書(『大日本古文書』25-171頁)『石山寺所藏』	
	建部公弟益	『統日本後紀』承和14年3月丙申朔条	長統朝臣賜姓・左京三条に移貢
	建部公貞雄	『日本三代実録』貞觀3年8月21日壬戌条	大領
	私部	私部郷の郷名から復元	
説麻	津守部(?)	津守郷の郷名から復元	
益城	山稻主	『統日本紀』宝龟元年(770)10月己丑朔条	旧の山部
	肥公馬長	延暦20年(801)淨水寺「燈籠銘」(豊野町教育委員会2004)	
	真上日乙	延暦20年(801)淨水寺「燈籠銘」(熊本県豊野町教育委員会2004)	真上=真髮部はもと白髮部
	大伴君熊綱	『万葉集』巻5-885	天平3年(731)相撲使の徒人として上京
	当麻部(?)	当麻郷の郷名から復元	
	宅部	宅部郷の郷名から復元	
	益木采女	二条大路木簡(『平城宮発掘調査出土木簡概報』31-20下(248))	
宇土	額田部君得万呂・額田部真嶋	天平勝宝2年(754)『仕丁送文』(『大日本古文書』25-145頁/正倉院丹裏文書第94号)	大宅郷
八代	火君健緒鈴	『肥前國風土記』緒記、『駿日本紀』所引「肥後國風土記」逸文	火国の地名起源および火君氏の祖先伝承
	火国造	「国造本紀」	八代部火邑の地名から推定
	高分部福那理	『統日本紀』宝龟3年(772)10月戊午(11日)条	
	豊服広公	『日本畫異記』下巻第19線	豊服郷の人。宝龟2年の説話
天草	天草国造	「国造本紀」	郡名との一致から推定
葦北	火葦北国造刑部阿利斯登	『日本書紀』敏達12年10月是歲条	
	葦分国造	「国造本紀」	郡名との一致から推定
	日奉部広主壳	『統日本紀』宝龟元年(770)10月己丑朔条	『統日本紀』宝龟3年10月丁酉(9日)条では「日奉公広主壳女」とみえる
	家部嶋吉	『統日本紀』宝龟3年(772)10月戊午(11日)条	
	刑部広瀬女	『統日本紀』神護景雲2年(768)9月辛巳(11日)条	
	他田繼道	『統日本後紀』天長10年(833)3月丙申(9日)条	少領
	真髮部福益	『統日本後紀』天長10年(833)3月丙申(9日)条	真髮部はもと白髮部
	大伴部	伴郷の郷名から復元	
球磨	久米部	久米郷の郷名から復元	

は、火・阿蘇・葦北・天草といった複数の国造がみられる点である。天草国造の詳細は不明であるが、そのほかはいざれも君のカバネを有していた。それと関わつて注目したいのは、建部君(公)や額田部君など、在地で部民を管掌していた伴造氏族も同様に、君(公)のカバネを有している点である。一定地域の諸氏族がカバネを共有している例は珍しくないが、その一例として出雲国をあげることが



第1図 肥後国の郡

肥後にはこれらの国造氏族との政治的関係にもとづいて君姓を有する伴造氏族がいた可能性もある。また、火国(北に隣接する筑紫の国)として知られる筑紫氏も君姓である。肥後北部の氏族については、筑紫君氏との関係も視野に入れる必要がある。

ところで、肥後における諸氏族を総合的に検討した井上辰雄氏は、肥後の部民は鞍部や大伴部のよう軍事的色彩が強いことを指摘し、六世紀に朝鮮半島情勢が緊迫化したのに応じ、刑部など五世紀に編成された「皇室部民」が軍事的な部民へ再編されたと見る（井上一九六七・一九七〇a・b）。しかし、この説には問題もある。まず指摘したいのは、軍事的な部民とされた大伴部のなかには、食膳奉仕に関わるものも含まれており、全てを中央の大伴連氏の配下にある軍事的な部民とみることはできない点である（後述）。また、食膳部などが対外的な軍事力として編成されたとは考えがたく、「皇室部民」すなわち名代・子代と鞍部の編成に時期差を想定する点にも疑問がある。

井上氏が指摘しているように、鞍部は「皇室部民」すなわち名代・子代と関係が深い。しかしそれは、名代・子代が鞍部に再編されたことを示すわけではないだろう。例えば白髮部舍人・白髮部膳夫・白髮部鞍負^(六)といった名称からうかがわれるよう、鞍部（鞍負）は王宮にて警護をおこなう舍人や食膳奉仕をおこなう膳夫などと同様、名代・子代など地方の奉仕集団代が中央の王宮に上番した際に従事するものであつた。したがつて、鞍部は対外的な軍事力とは異質なものといえよう。また、名代・子代と鞍部は時期を隔てて編成されたのではなく、表裏一体の関係にあつたのである。

出雲国の国造としては出雲臣氏が知られているが、出雲国には日置部臣や額田部臣など臣姓の伴造氏族が多い。これらの伴造氏族は、国造である出雲臣氏などとの政治的関係にもとづいて臣のカバネを有しているのだと考えられている（岸一九八八、平石二〇一五）。肥後の伴造氏族が君のカバネを有しているのもそれと同様、国造など現地の有力氏族との政治的関係にもとづくものであろう。ただし肥後各地の伴造氏族が、どの国造との政治的関係にもとづいて君のカバネを有していたのかは判然としない。まず想起されるのは火君氏との関係であろう。しかし、阿蘇国造や葦北国造も君姓であり、

火君氏をはじめとする火国の国造と菊池地域に關わる諸氏族をとりあげ、その歴史的性質を明らかにしたい。

賜国造^一。

松津国造。難波高津朝御世、物部連祖伊香色雄命孫、金弓連定^二

賜国造^一。

末羅国造。志賀高穴穗朝御世、穗積臣同祖大水口足尼孫、矢田

稻吉定^一賜国造^一。

阿蘇国造。瑞籬朝御世、火国造同祖神八井耳命孫、速瓶玉命定^一

賜国造^一。

葦分国造。纏向日代朝御代、吉備津彦命兒、三井根子命定^一賜

国造^一。

天草国造。志賀高穴穗朝御世、神魂命十三世孫、建嶋松命定^一

賜国造^一。

葦分国造。纏向日代朝御代、吉備津彦命兒、三井根子命定^一賜

（略）

葛津立国造。志賀高穴穗朝御世、紀直同祖大名草彦命兒、若彦

命定^一賜国造^一。

現「国造本紀」に記された国造氏の名と系譜は、大宝二年（七〇二）に国造氏の認定^一がおこなわれた際、各国造が提出した系譜を原資料として編纂された「国造記」にもとづくとされる（篠川一九九六^二）。そうすると「国造本紀」にみえる国造の大半は大宝二年の時点で実在したものであり、その系譜は各国造氏に伝えられたものだということになる。この点を踏まえたうえで、「国造本紀」にみえる火国（後の肥前・肥後）の国造を掲げると次のようである。

【史料2】『先代旧事本紀』国造本紀

竺志米多国造。志賀高穴穗朝、息長公同祖稚沼毛二侯命孫、都紀女加定^一国造^一。

（略）

火国造。瑞籬朝、大分国造同祖志貴多奈彦命兒、遲男江命定^一

造の配列に関して興味深いのは、肥前の次に肥後の国造という順序

造の配列において、重要な役割を担つたのが国造である。そこでまずは、火国の国造を取り上げたい。国造に関する基本的な史料としては、「先代旧事本紀」に収められた「国造本紀」をあげることができる。『先代旧事本紀』は推古二十八年に聖德太子と蘇我馬子が勅をうけて撰定したと序文にあるが、実際には物部

となつてゐるが、これらの前に火国造が掲げられている点である。こうした配列は、火国造が肥前・肥後の両方に関わるという認識にもとづくものと考えられる。

ところで、石母田正氏は国造について、おおむね令制下の「郡」に対応する「小国造」と、「国」に対応する「大国造」という二つの型があることを指摘し、前者が後者によつて編成されるという「大国造制」の存在を提唱した（石母田二〇一七）。仮にこの説にしたがうとすれば、火国造のうち火国造が「大国造」、そのほかの各國造が「小国造」ということにならう。

しかしながら、令制下の国や郡・郷の範囲と、その名を帶びてゐる国造のクニの範囲が必ずしも一致するものではないこと、国造どうしの統属関係を示す史料がみられないことなどから、「大国造制」の存在は疑問視されている（山尾一九七七、篠川一九九六a）。そこで火国造の系譜をみると、阿蘇国造は火国造と同祖関係にあるものの、ほかは火国造とは同祖関係はない。氏族間の政治的結びつきが必ずしも同祖関係として表れるとは限らず、また系譜の可変性も考慮しなければならないが、少なくとも系譜の観点からは、火国造と火国造のほかの国造の間に統属関係を見出すことはできないのである。

（3）火君氏の仕奉と火国

肥後の氏族のうち、鞠智城との関係においてしばしば取り上げられるのが、火国造たる火君氏である。以下では火君氏を取り上げ、いかなる氏族であつたのか検討したい。

火君氏の歴史的性質を考えるうえでまず注目すべきは、「火」と

いう姓である。一般に国造の姓（および国造名）は地名であると考えられている。しかし、凡河内直氏（凡河内国造）のように、地名そのものではない姓を有する国造も存在する。この点に着目した筆者は最近、国造に任じられた氏族の姓が必ずしも地名そのものや支配領域を示すものではなく、直接にはその氏族による仕奉を表現したものであることを指摘した（溝口二〇一七・二〇一九）。これを火君氏にあてはめるならば、「火」と表現し得る仕奉をおこなつていた氏族だということになる。ここで問題となるのは、姓の由来となつた「火」がいかなる地域かという点である。すなわち火国には広義と狭義、両方の用法があり、火君氏の仕奉がどちらに対応するかによつて、その性格に対する理解も大きく変わつてくるのである。まずは、広義と狭義それぞれの用例をいくつかとりあげよう。

【史料3】『肥前国風土記』総記

肥前國者、本、与_二肥後國_一合為_二一國_一。昔者、磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後國益城郡朝來名峯、有_二土蜘蛛打猴二人_一。帥_二徒衆一百八十余人_一、拒_二捍皇命_一、不_レ肯_二降服_一。朝庭、勅遣_二肥君等祖健緒組_一伐之。於_レ茲、健緒組奉_レ勅、悉誅滅之、兼巡_二國裏_一、觀_二察消息_一。到_二於八代郡白髮山_一、日晚止宿。其夜、虛空有_レ火。自然燎、稍々降下、就_二此山_一燎之。時、健緒組見而驚恠、參_二上朝庭_一、奏言、臣辱被_二聖命_一、遠誅_二西戎_一、不_レ霑_二刀刃_一、梟鏡自滅。自非_レ滅_レ靈、何得_レ然之。更、挙_二燎火之狀_一、奏聞。天皇勅曰、所_レ奏之事、未_二曾所_レ聞。火下之國、可_レ謂_二火國_一。即、挙_二健緒組之勲_一、賜_二姓名_一曰_二火君健緒鉄_一。便、遣_レ治_二此國_一。因曰_二火國_一。後分_二両國_一、而為_二前後_一。又、纏向日代宮御宇大足彥天皇、誅_二球磨贈於_一而、巡_二狩筑紫國_一

之時、從葦北火流浦「發船、幸於火國」。度海之間、日沒夜冥、不知所着。忽有火光、遙視「行前」。天皇、勅棹人曰、直指「火處」。應勅而往、果得着崖。天皇下詔曰、（火燎之處、此号何界。所燎之火、亦為何火。土人）奏言、此是火國八代郡火邑也。但不知火主。于時、天皇詔群臣曰、今此燎火、非是人火。所三以号火國、知其爾由。

右は、火國の地名起源を説く『肥前國風土記』の記事である。同様の内容は『肥後國風土記』逸文にもみえる。

記事の前半部分は、「肥君等の祖」である健緒組の功績を述べたものである。それによれば、崇神天皇の時代、「肥君等の祖」である健緒組が勅をうけ、肥後國益城郡の朝来峰にいた土蜘蛛打猿らを誅滅した。また、健緒組が國裏を巡つて觀察するなかで八代郡の白髮山に到つて止宿した際、空に火がありおのづから燃えて降り、この山について燃えた。それを見て驚いた健緒組は朝廷に参上して報告したところ、天皇はそれを火の国というべきだとし、また功績を褒めて「火君健緒鉈」の姓名を賜与し、火国を治めさせたという。ここにみえる火国は後に両国に分かれたというから、後の肥前・肥後をあわせた地域を指す概念である。広義の火国については、次のような伝承もある。

【史料4】『古事記』上卷

次生筑紫島。此島、亦身一而有面四、每面有名。故、筑紫國謂白日別、豊國謂豊日別、肥國謂建日向日豐久士比泥別、（自久至泥以音。）熊曾國謂建日別。（曾字以音。）右はイザナギとイザナミによる国生み神話の一部であり、生成された大八島国の一つとして筑紫島がみえる。それによると、筑紫島

は面が四つあつてそれぞれ名があり、そのうち肥国は「建日向日豊久士比泥別」といった。このように、九州を四つのブロックにわけ、そのうちの一つを肥国とする観念もあつた。これも後の肥前・肥後を含んだ、広義の用法である。

一方、史料3には狭義の火国の概念もみられる。この記事の後半部分は、景行天皇による九州巡幸にまつわる話である。それによれば、景行は葦北火流浦から船で火国に向かつたという。そして八代郡火邑にいわゆる不知火があり、それにもとづいて火国というようになつたとされる。この火邑とは令制下における八代郡肥伊郷のあたりに相当し、八代平野の氷川流域に比定される。なお、類似の説話が『日本書紀』にもみえる。

【史料5】『日本書紀』景行十八年五月壬辰朔

從葦北發船到火國。於是、日沒也。夜冥不知著岸。遙視火光。天皇詔挾抄者曰、直指火處。因指火往之。即得著岸。天皇問其火光之處曰、何謂邑也。國人對曰、是八代縣豐村。亦尋其火、是誰人之火也。然不得火主。茲知非人火。故名其國曰火國。

物語の骨子は「風土記」のものと同じであるが、「風土記」の「八代郡火邑」が『日本書紀』では「八代縣豐村」となつていて。このうち「火邑」の名称が肥伊郷に継承される点からすれば、「豐村」の方が相対的に古いと考えられる。また「火邑」の名称は、火君氏がこの地に居住したことと関係するであろう。これらを考え併せて、火君氏がこの地に居住したことによつて「豐村」が「火邑」に改称したとみることができる。いずれにせよ、景行の巡幸伝承にみえる火国は、後の肥前・肥後をあわせた地域よりも狭い地域を指し

第2表 火君氏の分布

地域	人名など	出典	備考
筑紫国	火君等祖(不知名)	『播磨国風土記』飾磨郡条	継潮の地名起源説話。「筑紫国」は九州全土を指す可能性あり
筑前国嶋郡川辺里	肥君猪手ほか	大宝2年(702)「筑前国嶋郡川辺里戸籍」(『大日本古文書』1-9~142/『正倉院文書』正集三十八・三十九、続修六)	猪手は大領
筑前国志摩郡	肥公五百麿	承和8年(841)「筑前国牒案」(『平安遺文』第1巻、67号文書/『大宰府市史 古代資料編』史料132)	大領
肥前国養父郡	筑紫火公貞直・筑紫火公貞雄	『続日本後紀』嘉祥元年(848)8月壬辰(6日)	忠世宿祢を賜姓。左京に移貫
肥前国松浦郡	火君	『日本靈異記』下巻第35縁	
肥後国益城郡	肥公馬長	延暦20年(801)淨水寺「燈樓銘」(豊野町教育委員会2004)	
(肥後国)八代郡	火君健緒鉈	『肥前国風土記』総記など	火国の地名起源および火君氏の祖先伝承
薩摩国(薩摩郡?)	肥君廣龍	天平8年「薩摩國正稅帳」(『大日本古文書』2-18頁/『正倉院文書』正集四十三)	主帳
薩摩国出水郡	肥君	天平8年「薩摩國正稅帳」(『大日本古文書』2-20頁/『正倉院文書』正集四十三)	大領

以上、火国は後の肥前・肥後を含んだ広義の概念と、八代郡火邑(豊村)を中心とする狭義の概念があることを確認した。では、火君氏の姓である「火」はいずれの姓である「火」はいずれに対応するのであろうか。まず史料3によると、「肥君等の祖」である健緒組は、「火君健緒鉈」の姓名を賜与されて火国を治めることとなり、それが後に両国に分割されたという。こうした記述からは、火君氏や火造の名称となつた「火」が広義の火国に対応するという認識がうかがわれる。また、先述のように「国造本紀」において火国造は肥前の国造の前に配されている。これも、火国造が広義の火国に対応するとの認識にもとづくものであろう。

ている。葦北は「火葦北国造」といった表現があるように、火国の一部と認識される地域であった。しかし、景行は葦北から火国へ到つたとされるから、この文脈において葦北は火国に含まれていないことになる。この場合の火国とは、「八代郡火邑」(風土記)、八代郡豊邑(『日本書紀』)を中心とする地域であった。

の姓である「火」はいずれに対応するのであろうか。

まず史料3によると、「肥

次に、火君氏の分布に注目すると、令制下の肥前・肥後に広く分布していることがわかる(第2表)。このことからすると、火君氏の姓である「火」は、八代郡火邑一帯のような狭い地域に対応するものとは考えがたい。

以上の点を総合すると、火君氏の姓は狭義の火国ではなく、広義の火国に対応するものと考えられる。ただしこのことは、火君氏が広義の火国を領域的に支配していたことを意味するものではない。ここではひとまず、倭王に対する火君氏の仕奉が、令制下の肥前・肥後を含んだ地域に関わるものであつたことを確認しておきたい。

(4) 火君氏の成立

前節で検討した火君氏の仕奉を踏まえたうえで、次に火君氏がいかに成立したか考えてみたい。これまでの研究において、古墳の築造動向などから火君氏は四世紀後半(あるいは五世紀前半)には宇土半島基部を拠点としており、六世紀以降は氷川流域(後の肥伊郷)へ拠点を移し、さらに磐井の乱後に筑紫や肥前に進出したといわれている(井上一九七〇a)。こうした見解のうち、宇土半島基部に所在する向野田古墳の造営勢力が火君氏に連なるかどうかは措くとして、火君氏が氷川流域に拠点を有していた点は首肯できる。先にとりあげた健緒組の説話は八代郡と火君氏との関わりを示唆するし、火邑や斐伊郷といった地名も火君氏と関わるものであろう。また、近年は国造制の成立を六世紀前半に求める見解が有力であるが(篠川一九九六bなど)、氷川流域では六世紀代に野津古墳群や大野窟古墳が造営されている。このことも、氷川流域に火国造たる火君氏の拠点があつたことを示唆するようである。

このように、火君氏が氷川流域に拠点をもつていた蓋然性は高い。ただし火君氏の分布をみると、肥後よりもむしろ筑紫や肥前などに多く確認される。こうした分布をめぐって、火君氏は磐井の乱後に氷川流域から肥前や筑紫に進出したと理解されているが、実は必ずしも明確ではない。

また、火君氏と氷川流域の関係を考えるうえで興味深いのは、史料3において、「肥君等の祖」である健緒組が肥後国に派遣された存在として描かれている点である。健緒組は崇神の命令をうけて益城郡の土蜘蛛を誅滅に来たのであり、その後に国裏を巡察した際に八代郡に到っている。こうした伝承は火国の地名起源譚であると同時に、火君氏の奉事根源譚としての性格を有する。「風土記」は諸国に命じて産出する資源や動植物・土地の肥沃の状態・山川原野の名称の由来、古老の伝える旧聞・異事などを報告させたものであるが⁽⁷⁾、健緒組の物語については、火君氏に伝えられた伝承が基礎にあるといえよう。つまり火君氏の間では、自氏の「祖」が八代郡の地からみて外部から来た存在だと伝えられていたのである。このような認識は、火君氏が神武の皇子である神八井耳命の後裔とされる点と関わるのかもしれないが、八代郡豊村（火邑）かられば健緒組は外来の神だったことをうかがわせる。また「豊村」が「火邑」に改称したとみられることも、それまで火君氏なる氏族がこの地にいなかつたことを示唆するものである。

さらに注目すべきは、健緒組が「肥君等の祖」とされている点である。「肥君等」とあるものの、健緒組を「祖」とする氏族は火君氏のほかに知られていない。この場合の「肥君等」とは、火君氏を構成する諸集団を指しているのである。すなわち火君氏は、健緒組を「祖」とする集団の集合体だったと考えられるのである。本来は火君氏を構成する諸集団それに固有の「祖」があつたが、健緒組を介して系譜を接合していたとみることができよう。また興味深いのは、健緒組の名が肥前国杵島郡武雄の地名と通じる点である。この点が認められるとすれば、火君氏を構成する集団の中には武雄を拠点とするグループがあり、健緒組はもともとその集団に固有の「祖」だつたと考えることができる。いずれにせよ、火君氏は複数の集団が結集してできた氏族であつた。このことと、火君氏の仕奉が広義の火国に関わることを考え併せると、火君氏とは令制下の肥前や肥後の勢力の集合体であつたとみることができる。すなわち六世紀前半頃、肥前と肥後の諸勢力が結集し、広義の火国に関わる仕奉をおこなう政治集団として成立したのが火君氏だつたと考えられるのである。氷川流域の勢力は、火君氏を構成する集団の一つとして理解できよう。この集団が火君氏の一部となつたことによつて、あるいは外部から来て定住したことによつて、「豊村」から「火邑」への改称がおこなわれたのだと考えられる。

ところで、「火」と表現される仕奉の具体的な内容を考えるうえで留意されるのは、火君氏の分布が氷川流域のほか、肥前国松浦郡や筑前国嶋郡などにもみられる点である。こうした分布のあり方が大陸とも繋がる海上交通の掌握と関わることは、従来指摘されているところである（井上一九七〇a・bなど）。これまで、松浦郡や嶋郡における拠点の形成は、火君氏の二次的な展開として理解されてきた。しかし本節での考察によれば、筑紫にあたる嶋郡は措くとして、火君氏は成立当初から肥前と肥後に拠点を有していたと考えられる。むしろ、こうした地域における勢力の集合体が火君氏であ

り、「火」と表現し得る仕奉はそれを前提に成り立つものであった。このように考へるならば、広義の火国における海上交通ルートの掌握こそが、火君氏による仕奉の主たる内容だったといえるのではなか。

（5）火君氏の同祖氏族

次に系譜を手がかりとして、火君氏とほかの氏族の関係性を考えてみたい。火君氏の系譜は「国造本紀」^(八)のほか、『古事記』にもみえる。

【史料6】『古事記』 神武段

故、其日子八井命者、（茨田連・手島連之祖。）神八井耳命者、（意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・島田臣等之祖也。）神沼河耳命者、治天下也。

右は神武天皇の皇子に関する記述の一部であり、神八井耳命を「祖」とする諸氏のなかに火君がみえる。ここにみえる神八井耳命の後裔氏族は十九氏を数えるが、そのなかでも火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連の諸氏は、九州地方の氏族としてグルーピングできる。火君氏をはじめとする九州地方の諸氏族の間で系譜が結ばれた後、ほかの地域の諸氏族とも系譜が接合されたと考えられよう。

まずは九州地方の国造となっている火君・大分君・阿蘇君がいかに系譜を結びつけたのか考へてみたい。「国造本紀」によれば、火国造は大分国造と同祖で志貴多奈彦命の児にあたる遼男江（建男組）の誤りとする見方がある）命を祖とするという。また大分国造

は「国造本紀」にはみえないが、「天孫本紀」には「建弥阿多良命」がみえており、「高屋大分国造等祖」とされる。一方、阿蘇国造は火国造と同祖で神八井耳命の孫にあたる速瓶玉命を「祖」とするとされる。「国造本紀」の記載によれば、火国造と大分国造が志貴多奈彦命を介して系譜を接合しており、さらに火国造と阿蘇国造が神八井耳を介して系譜を接合していたことになろう。

火国造と阿蘇国造はいずれも広義の火国の国造であり、大分国造は豊国の国造である。こうした点からすれば、火国造と阿蘇国造が系譜を接合し、そのグループと大分国造が系譜を接合したとのイメージがもたれるかもしれない。しかし遺された系譜からは、まず火国造と大分国造が系譜を接合し、そのグループと阿蘇国造が系譜を接続するという順序を見出すことができる。系譜が諸氏族間の政治的関係の所産であり、系譜の接合関係が諸氏族による政治的結びつきの反映であるとすれば、まず火国造と大分国造が政治的関係を形成し、そこに後から阿蘇国造が加わるという過程を想定することができる。

ちなみに史料6には、火君氏などと同じ神八井耳命の後裔氏族として、筑紫三家連氏もみえる。筑紫三家連氏は『和名類聚抄』（以下、『和名抄』）にみえる筑前国那珂郡三宅郷（現在の福岡市南区三宅）との結びつきが想定でき、このあたりに所在した那津官家の管理に関わった氏族だと考えられる。筑紫三家連氏がいかなる事情で火君氏などと系譜を接続したかを考えるうえで、手がかりとなるのは次の史料である。

【史料7】『日本書紀』 宣化元年五月辛丑朔条

詔曰、食者天下之本也。黄金万貫不可療。白玉千箱何能

救レ冷。夫筑紫國者、遐迩之所「朝届」、去來之所「関門」。是以、海表之國、候「海水」以來賓、望「天雲」而奉レ貢。自「胎中之帝」、洎「于朕身」、収「藏穀稼」、蓄「積儲糧」、遙設「凶年」厚饗「良客」。安レ國之方、更無レ過レ此。故朕遣「阿蘇仍君」、「未レ詳也。」加「運河内国茨田郡屯倉之穀」。蘇我大臣稻目宿祢、宜下遣「尾張連」、「運中尾張国屯倉之穀」。物部大連麁鹿火、宜下遣「新家連」、「運中新家屯倉之穀」。阿倍臣、宜下遣「伊賀臣」、「運中伊賀国屯倉之穀」。修「造官家那津之口」。又其筑紫・肥・豊、三国屯倉、散在「県」隔「。運輸遙阻。儻如須要、難「以備」レ卒。亦宜下課「諸郡」分移、聚「建那津之口」、以備「非常」、永為「民命」。早下「郡県」、令レ知「朕心」。

右は宣化期における那津官家の「修造」記事である。これによれば、阿蘇君氏のこととみられる「阿蘇仍君」が茨田屯倉の穀を那津に運んでいる。また、筑紫・肥・豊の三国のミヤケは散在しており、急に必要となつた場合に備えがたいとして、「諸郡」に命じて各ミヤケの穀の一部を那津に集めさせている。ここにみえる肥国や豊国のミヤケの管掌者としてまず想定できるのは、それぞれの地域の国造であろう。だとすれば、穀の運搬に火国造や大分国造が関与していた可能性が浮かんでくる。このように阿蘇君・火君・大分君の各氏いすれも、那津官家の「修造」を介して筑紫三家連氏と政治的関係を結ぶ機会があつた可能性がある。詳細は不明なもののが、こうした政治的関係を背景として、火君氏をはじめとする同祖関係のなかに筑紫三家連氏も入つてくるのであろう。

救レ冷。夫筑紫國者、遐迩之所「朝届」、去來之所「関門」。是以、

海表之國、候「海水」以來賓、望「天雲」而奉レ貢。自「胎中之帝」、

洎「于朕身」、収「藏穀稼」、蓄「積儲糧」、遙設「凶年」厚饗「良客」。

安レ國之方、更無レ過レ此。故朕遣「阿蘇仍君」、「未レ詳也。」加「運

河内国茨田郡屯倉之穀」。蘇我大臣稻目宿祢、宜下遣「尾張連」、「運

中尾張国屯倉之穀」。物部大連麁鹿火、宜下遣「新家連」、「運

中新家屯倉之穀」。阿倍臣、宜下遣「伊賀臣」、「運中伊賀国屯倉之穀」。

修「造官家那津之口」。又其筑紫・肥・豊、三国屯倉、散在「県」隔「。運輸遙阻。儻如須要、難「以備」レ卒。亦宜下課「諸郡」分移、

聚「建那津之口」、以備「非常」、永為「民命」。早下「郡県」、令

レ知「朕心」。

右は宣化期における那津官家の「修造」記事である。これによれば、阿蘇君氏のこととみられる「阿蘇仍君」が茨田屯倉の穀を那津に運んでいる。また、筑紫・肥・豊の三国のミヤケは散在しており、急に必要となつた場合に備えがたいとして、「諸郡」に命じて各ミヤケの穀の一部を那津に集めさせている。ここにみえる肥国や豊国のミヤケの管掌者としてまず想定できるのは、それぞれの地域の国造であろう。だとすれば、穀の運搬に火国造や大分国造が関与していた可能性が浮かんでくる。このように阿蘇君・火君・大分君の各氏いすれも、那津官家の「修造」を介して筑紫三家連氏と政治的関係を結ぶ機会があつた可能性がある。詳細は不明なもののが、こうした政治的関係を背景として、火君氏をはじめとする同祖関係のなかに筑紫三家連氏も入つてくるのであろう。

三・菊池地域の古代氏族

(1) 菊池郡の概要

菊池地域の氏族を取り上げる前に、まずは史料にもとづいて菊池郡の概要を確認しておきたい。『和名抄』には肥後の郡として「菊池〈久久知〉」とあり、城野・水島・辛家・夜開・子養・山門・上甘・曰理・柏原の郷名がみえる。これによつて所属の郷がわかるほか、「菊池」が「ククチ」と訓まれたことも確認できる。また『和名抄』にみえる諸郷は、遺称地名などからおおよその所在地が比定されている(第2図)。

なお、「ククチ」の名稱については、それに類する「ククノチ」という神名が知られている。すなわち『古事記』上段にはイザナギとイザナミによつて生成された神として「木神久々能智神」が登場し、『日本書紀』の神話にも「木祖句句迺馳」(第五段本



第2図 菊池郡の郷配置

号句句廻馳」（第五段一書第六）とある。さらに『延喜式』にも大殿祭の祝詞に「屋船久久遲命〈是木靈也〉」とある。これらの記載から、「ククノチ」は木の神であつたことがわかる。「ククノチ」という名のうち、「クク」は「木木（キキ）の古形」、「ノ」は助詞、「チ」は「勢威のあるもの」とされる^(九)。菊池郡の名称も、この地に叢生する木々、あるいはそれを神格化したものに由来するのであろう。

さて、菊池地域に関わる氏族としては久々智、大伴部、秦人といった氏族を復元することができる。また、「菊池」の地名に関わる神名として、いわゆる『異本阿蘇氏系図』にみえる「健句々知君」と「建久々知命」をあげることができる。このうち「建久々知君」と「建久々知命」をあげることができる。このうち「建久々知君」は火国造となつたという建緒組命の父とされるが、系線の誤りといった疑問点が指摘されている（田中一九八六）。したがって、「建久々知命」を手がかりとして火国造・火君氏と菊池地域との関係を考えることはできない。

一方、「健句々知君」は允恭朝に阿蘇直姓を負つた「宇志瓶乃君」および「吹羽乃君」の祖父である「味吹乃君」の別名としてみえる。「味吹乃君」は阿蘇直氏の「祖」の一人ということになるが、阿蘇国造になつたという美穂主命の子とされており、この父子関係によつて阿蘇国造を世襲した阿蘇君氏の系譜と接続している。この点からすると、阿蘇直氏は阿蘇君氏の傘下にあつた氏族だと推定されよう。こうした氏族が「ククチ」を冠する名を別名とする神を「祖」としていることは、阿蘇の勢力と菊池地域との関係性を考えるうえで興味深い。しかし、具体的に阿蘇の勢力が菊池地域といかに関わったのかを明らかにするのは難しい。

以下では、菊池地域との関わりがうかがわれる氏族として久々智、

大伴部、秦人の諸氏をとりあげ、その分析を通して当該地域の歴史的性格を考えてみたい。

（2）久々智氏

菊池地域における居住は確認できないものの、この地との密接な関わりが想定し得る氏族として久々智（鞠智）氏をあげることができ。八世紀後半には、平城京右京四条四坊の戸主として鞠智足人がみえる⁽¹⁰⁾。また、九世紀初めに編纂された『新撰姓氏録』には、摂津国の大氏として久々智氏の系譜が収められている。

【史料8】『新撰姓氏録』 摂津国皇別

高橋朝臣。阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。日本紀不_レ見。

佐々貴山君。同_レ上。

久々智。同_レ上。

右によると、久々智氏は高橋朝臣などの諸氏と同じく阿倍朝臣と同祖であり、大彦命を「祖」とする系譜を有していた。現在の兵庫県尼崎市には久々知という地名が遺つておらず、この地域に居住していたと推定される。この地は、古代の行政区画では摂津国川辺郡域にあたる。觀福寺（篠山市）所蔵『大般若經』卷第十六の奥書には建久二年（一一九二）の年記とともに「摂州川辺南条久々智村」の地名がみえており⁽¹¹⁾、遅くとも川辺郡における久々智（久々知）の地名が十二世紀末まで遡ることが確かめられる。

久々智氏と川辺郡久々智の地名の関係をめぐつては、さしあたり（A）川辺郡久々智の地名にもとづいて久々智氏の姓が成立した、（B）久々智氏が居住していたことによつて川辺郡久々智の地名が成立した、という二つの可能性を想定することができよう。この間

題に關しては、川辺郡久々智の地名がこの地における久々智氏の居住以前に遡ることが確認できないこと、ほかに「ククチ」の地名が確認できるのは古代では肥後国のみであることなどが留意される。さらに重要なのは、久々智氏が大彦命を「祖」とする系譜を有していた点である。後述するように肥後国菊池郡には大伴部氏の分布が認められるが、それは膳臣氏系、つまり大彦命を「祖」とする氏族であったと考えられる。つまり久々智氏は、菊池郡の人として確認できる大伴部氏と同祖関係にあつた。

このように「ククチ」という姓に加え、大彦命を「祖」とする系譜を有することから、久々智氏はもともと肥後の菊池地域を本拠地とした氏族であったと判断できる。具体的な時期は不明なもの、ある時期に菊池地域から摂津国川辺郡の地に移つてきたと考えられよう。したがつて川辺郡久々智の地名は、久々智氏がそこに移住してきたことによつて成立したことになる（B）。

（3）大伴部氏

菊池地域に分布が確認できる氏族の一つとして、大伴部氏をあげることができる。

【史料9】 東大寺大仏殿廻廊西地区出土木簡（奈良県教育委員会編二〇〇〇）

・「薬院依仕奉人〈大伴部鳥上 入正月□□/大伴部稻依 ॥
　　〔五日カ〕
　　〔子カ〕
　　〔入正月五日〕 肥後国菊地郡□養郷人 〔□〕」
・「悲田 悲田院 充大□不□未 〔□〕」

四七六×四三×四 ○一 一型式

廻廊西側の地区から出土した木簡のひとつに認められた墨書の釈文である。この木簡は大仏建立に關わる整地層の下に位置する自然堆積層から検出されたもので、ここからはほかにも多くの木簡が出土している。これらの木簡は加工痕跡が整地層出土の木片と共通していることから、大仏铸造工事現場で用いられた木材が利用されたと推定されており、記載内容に大仏铸造に關わるものが多いことから、大仏铸造が開始された天平十九年（七四七）九月から大仏殿が完成した天平勝宝三年（七五一）頃までのものとみられている（中井・和田一九八九）。史料9の木簡も、大仏铸造などに關わるものとみられる。

釈文にある「薬院依仕奉人」は「薬院によりて仕え奉る人」あるいは「薬院より仕え奉る人」と読み、「薬院から（派遣されて）仕える人」という意味で、薬院すなわち施薬院に所属する大伴部鳥上や大伴部稻依が大仏铸造の場に入るときの通行証か、二人の勤務をチエックするための札であると考えられている（東野二〇一〇）。また、「肥後国菊地郡□養郷人」とあることから、大伴部鳥上と稻依が菊池郡子養郷の人だつたことがわかる。なお、子養郷は遺称地の「五海」から、現在の菊池市七城町のあたりに比定されている。ちなみに、子養郷に光明皇后に關わる封戸があり、大伴部鳥上と大伴部稻依はそこから仕丁として徵發されて上京していたとする見方もある（和田一九九〇）。

この木簡により、八世紀中頃の菊池郡子養郷に大伴部姓の人人がいたことが判明する。この大伴部氏とは、いかなる氏族であろうか。かつて、火国さらには九州地方の部民を総合的に分析した井上氏は、肥後に分布する大伴部について、大伴連氏の統属下にある「軍

右は、東大寺の防災施設工事にともなう発掘調査により、大仏殿

事的部民」と位置づけ、朝鮮半島情勢が緊迫化した六世紀に設定されたとみた（井上一九七〇a・b）。また小田富士雄氏も、九州地方の大伴部を「軍事的部民」とみるが、設置の契機としては大伴連氏による磐井の乱の鎮圧を想定している（小田・坂上二〇〇六）。これらの研究をうけ、まずは菊池地域の大伴部が中央の大伴連氏に連なる集団であつたかどうか再検証してみたい。

肥後国において、菊池郡のほかに「大伴」を称する氏族の分布が認められる地域としては、益城郡と葦北郡をあげることができる。このうち益城郡には大伴君熊凝なる人物がいたが、史料の残存状況から大伴連氏と結びつく氏族かどうかは判然としない。

一方、葦北郡には伴郷（『和名抄』）がある。伴郷は、九世紀に大伴郷が淳和天皇の諱である「大伴」を避けて改称したものとみられる。もとは、大伴部を中心に編成された郷であろう。伴郷を擁する葦北郡は、葦北国造の本拠地として知られている。葦北郡伴郷の大伴部と大伴連氏の関係を考えるうえで注目すべきは、「葦北国造刑部韌部阿利斯登の子」である日羅が、大伴金村を「我が君」と呼んでいることである（一）。このことは、葦北国造の一族が倭王に仕える身分でありながら大伴連氏に仕えていたことを示す。大伴連氏は、韌部を率いたとする伝承（二）を有することで知られている。葦北国造の一族が中央に上番した際に韌部として奉仕し、その際に大伴連氏との統属関係が形成されたと考えられよう。この点を踏まえると、葦北郡伴郷は大伴連氏の配下にあつた人々を編成した郷であつたとみて差し支えない。

このように、大伴連氏の配下にある集団が肥後国に分布していたことは間違いない。しかし、だからといって菊池地域の大伴部も同

様に解するのは早計である。大伴部には、大伴連氏とは別の系統のものもあつた。

【史料10】『日本書紀』景行五十三年十月条

至_二上_一總國_一、從_二海路_一渡_二淡水門_一。是時聞_二覺賀鳥之声_一。欲_レ見_二其鳥形_一、尋而出_二海中_一。仍得_二白蛤_一。於_レ是、膳臣遠祖、名磐鹿六鴈、以_レ蒲為_二手纏_一、白蛤為_レ膾而進之。故美_二六鴈臣

之功_一、而賜_二膳大伴部_一。

右は景行天皇の東国巡幸に結びつけて語られる膳臣氏の奉事根源譚である。それによると、景行が上総国に到つた際、膳臣氏の「遠祖」である磐鹿六鴈が白蛤を膾に調理して進上し、その功績によって「膳大伴部」を賜つたという。類似の伝承は『本朝月令』所引「高橋氏文」や『新撰姓氏録』（左京皇別上、膳大伴部条）にもみえる。特に「高橋氏文」では、「膳」字を冠さずに「大伴部」と記されている点が留意される。大伴部には、大伴連氏に連なる系統のほかに、膳臣氏に連なる系統のものもあつたのである。

ここで九州地方に目を向けると、八世紀初頭の豊前国上毛郡に膳大伴部姓の人々がいたことが確認される（四）。この場合、「膳大伴部」というように「膳」字を冠していることに加え、加日久也里では膳大伴部姓者と同じ戸に膳臣姓の人名がみえることから、中央の膳臣氏に連なる人々であつたと推定することができる。

一方で九州地方には、姓に「膳」字を冠していないとも膳臣氏系だと推定し得る大伴部の例がある。すなわち、令制下の筑後国上妻郡に分布する大伴部である。その具体的な人物としては、大伴部博麻がいる。博麻は百濟戦役において捕虜となつた人物で、持統四年（六九〇）に新羅送使らとともに帰国した際の記事では「軍丁筑紫

「国上陽咩郡人」とみえる（一五）。彼の帰国の経緯は次の史料にみえる。

【史料11】『日本書紀』持統四年十月乙丑（二十二日）条

詔「軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻」曰、於下天豐財重日足姫天皇七年救百濟之役^上、汝為^二唐軍^一見^レ虜。洎^二天命開別天皇三年^一、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兎、四人、思^三欲奏^二聞唐人所^一レ計、縁^レ無^二衣^一糧^一、憂^レ不^レ能^レ達。於是、博麻謂^二土師富杼等^一曰、我欲^三共^レ汝、還^二向本朝^一、縁^レ無^二衣^一糧^一、俱^レ不^レ能^レ去。願^レ我身^一以充^二衣^一食^一。富杼等任^二博麻計^一得^レ通^二天朝^一、汝^レ独淹^二滯他界^一、於^レ今卅年矣。朕嘉^二厥尊^レ朝愛^レ國壳^一己顯^レ忠。故賜^二務大肆、并絶五匹・縣一十屯・布卅端・稻一千束・水田四町^一。其水田及^二至曾孫^一也。免^二三族課役^一、以顯^レ其功^一。

右の記事にみえる持統天皇の詔によると、博麻は齊明七年（六六一）の百濟救援の役において捕虜となつた。そして天智三年（六六四）には、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝の四人が唐人の計画を奏聞しようとしたものの衣糧がなかつたため、博麻が自らの身を売つて衣食に充て、富杼らの帰国が適つたといふ。

博麻に関して注目すべきは、彼が筑紫國上陽咩郡（後の筑後國上妻郡）の人だつたことである。上妻郡は、筑紫君磐井の墓が所在する地域として知られる。

【史料12】『秋日本紀』所引「筑後國風土記」逸文
上妻縣々南二里、有^二筑紫君磐井之墓墳^一。

このように磐井の墓が所在していたことからすると、上妻郡は筑紫君氏の有力な拠点だつたと考えられる。この地域に分布する大伴

部は、筑紫君氏と密接な関係があつたと予見できよう。この点に関して注目したいのは、筑紫國造の系譜である。

【史料13】『日本書紀』孝元七年二月丁卯（二日）条

立^二鬱色謎命^一為^二皇后^一。后生^二男一女^一。第一曰^二大彦命^一。第二曰^二稚日本根子彦大日日天皇^一。第三曰^二倭迹迹姫命^一。云、天皇母弟少彦男心命也。妃伊香色謎命生^二彦太忍信命^一。次妃河内青玉繫女埴安媛生^二武埴安彦命^一。兄大彦命、是阿倍臣・膳臣・阿閑臣・狹狹城山君・筑紫國造・越國造・伊賀臣、凡七族之始祖也。彦太忍信命、是武内宿祢之祖父也。

【史料14】『先代旧事本紀』國造本紀

筑紫國造。志賀高穴穗朝御世、阿倍朝臣同祖大彦命五世孫、日道命定^二賜國造^一。

『日本書紀』や『國造本紀』によると、筑紫國造は阿倍臣氏や膳臣氏などとともに大彦命を「祖」としていた。この点は上妻郡の大伴部の性格を考えるうえで非常に重要である。すなわち、筑紫君氏の有力な拠点である上妻郡に分布していた大伴部は、大伴連氏系ではなく、膳臣氏系だつたと推定できるのである。このように、上妻郡の大伴部は筑紫君氏と同じ地域に拠点を有するだけでなく、同祖関係を見出すことができるところから、その強い影響下にあつたことがうかがわれる（一六）。

ここまで、九州地方には大伴連氏系と膳臣氏系、両方の大伴部が分布していることをみてきた。それを踏まえ、改めて菊池地域の大伴部がどちらに属するのか考えてみたい。

この問題を考える手がかりとして重要なのは、もともと菊池地域を拠点としていたと推定される久々智氏が大彦命を「祖」とする系

譜を有していた点である。このことは、菊池郡のあたりに大彦命系を「祖」とする系譜をもつ勢力がいたことを示す。この点からすると、菊池地域の大伴部も同様に、大彦命を「祖」とする集団、すなわち膳臣氏系の大伴部であったと判断することができる。

(4) 菊池地域と筑紫君氏

以上の検討によれば、菊池地域と関わりの深い氏族のうち、久々智氏と大伴部氏はいずれも大彦命後裔氏族であった。菊池郡は肥後国のなかでも北部に位置しており、筑紫君氏の拠点があつた筑後国上妻郡に近接している。菊池地域の氏族が大彦命を「祖」とする系譜を有していたのは、筑紫君氏との関係性で理解すべきであろう。すなわち、久々智氏や大伴部氏は、筑紫君氏の勢力下にあつたことを背景として、大彦命を「祖」とする系譜を有するに至つたと考えられるのである。

ここまで考察に大過なれば、菊池地域はある時期、筑紫君氏の影響下にあつたことになる。火国に筑紫君氏の勢力が及んでいたことをめぐつては、次の史料からもうかがうことができる。

【史料15】『日本書紀』継体二十一年六月甲午（三日）条

近江毛野臣率_二衆六万_一、欲_二往_一任那_一、為_二復興建新羅所_レ破南加羅・喙_二呑_一、而合_二任那_一。於_レ是、筑紫國造磐井陰謨_二叛逆_一、猶予經_レ年。恐_二事難_一レ成、恒伺_二間隙_一。新羅知_レ是、密行_二貨賂于磐井所_一、而勸_レ防_二遏毛野臣軍_一。於_レ是磐井掩_二拋火豊_二國_一、勿_レ使_レ修_レ職。外邀_二海路_一誘_二致高麗・百濟・新羅・任那等國年貢職船_一、内遮_二遣_一任那_一毛野臣軍上。乱語揚言曰、今_二為_一使者_一、昔_二為_一吾伴_一、摩_レ肩触_レ肘共_レ器同_レ食。安得_四率爾

為_レ使、俾_三余自_二伏爾前_一、遂戰而不_レ受。驕而自矜。

右はいわゆる「磐井の乱」の勃発を記した記事の前半部である。ここで注目したいのは、磐井が火・豊の二国に勢力を張つて職務をおこなわなかつたとされることである。この記事は磐井を貶める意図にもとづいて記されており、ここにみえる磐井の行為が事実かどうかは別に検討が必要である。しかし、実際に菊池地域に大彦命後裔氏族が分布していることからすると、筑紫君氏の勢力が肥後北部にまで及んでいたことは認められる。また、磐井が豊国に勢力を伸ばしていたことも事実らしい。このことは、菊池地域における筑紫君氏の影響を考えるうえで参考になる。

【史料16】『釈日本紀』所引「筑後國風土記」逸文

俄而官軍動發、欲_レ襲之間、知_二勢不_一レ勝、獨自遁_二于豊前國上_一膳縣_一、終_二于南山峻嶺之曲_一。於_レ是、官軍追尋失_レ蹤。

右は史料12と一体の記事で、磐井の乱の顛末を語る部分である。

それによれば、官軍に勝てないことを悟つた磐井は、豊前國上_一膳縣_一（上毛郡）に逃れて身を隠したという。先述のよう_一に豊前國上毛郡は膳臣氏系の膳大伴部姓の人々が分布する地域であり、「ミケ」という郡名も、こうした集団の存在と関わるものであろう。膳大伴部は膳臣氏に連なる集団であるから、筑紫君氏と同祖関係にあたる。つまり、上毛郡に膳大伴部が分布していることは、この地に筑紫君氏の勢力が及んでいたことを示しているのである。したがつて、磐井が上膳縣に逃れたとする記事が存在するのも、故なきことではないといえよう。膳臣氏系の大伴部が分布している点からすれば、肥後国菊池郡は豊前國上毛郡などとともに、筑紫君氏の影響がみてとれる地域だということができる。

なお、筑紫国造が大彦命後裔氏族であること、すなわち阿倍臣氏と同祖関係にあることをめぐっては、百濟救援軍の後将軍となつた阿倍比羅夫がミコトモチとして筑紫国に滞在したらしいことと関連付ける説がある（長一九九一b）。このような形で筑紫君氏が阿倍臣氏と政治的に結びつく機会があつたとすれば、同祖関係が形成された背景を考えるうえで考慮すべきかもしない。しかしこの場合、（膳）大伴部が九州地方の北部に多く分布していることの解釈が難しくなる。そこで筑紫君氏が阿倍臣・膳臣氏などと同祖関係を形成した背景について、別の面から考えてみたい。

この問題を考へる際に想起されるのは、国造など地方豪族の一族による仕奉の一つとして食膳奉仕があつたことである。史料15によれば、磐井は近江毛野に対して、かつては「伴」として肩を摩り肘を触れ、同じ器でともに食事をしたではないかと述べたという。このことからすると、磐井は中央に上番した経験があつたらしい。国造の一族が中央に上番した際、従事する職務を通じて中央の豪族と政治的関係を形成する機会があつた。例えば先述のように大伴金村を「我が君」と仰ぐ葦北国造の一族は、中央に上番した際に鞍部として奉仕したことを契機に大伴連氏と政治的関係を結んだのだと考えられる。このように地方豪族の一族が中央に上番した際におこなう奉仕としては、先に触れた白髮部舍人・白髮部膳夫・白髮部鞆負の例などから知られるように、鞍部や舍人としての王宮の警護のほか、膳夫としての食膳奉仕もあつた。このうち食膳奉仕に従事する場合、中央でそれを統括する膳臣氏などと政治的関係を結ぶ機会が生じる。

また「高橋氏文」には、景行の東国巡幸に際し、無邪国造や知々

夫国造などの先祖たちが磐鹿六獁命のもとで食膳奉仕したことのか、諸氏や東国の国造十七氏に「枕子」を進上させて食膳奉仕させ、磐鹿六獁命がそれを率いたことがみえる。地域は異なるものの、国造の一族による食膳奉仕の様相がうかがわれ参考となる。

筑紫君氏が膳臣氏などと同祖関係にあるのは、食膳奉仕を通して政治的関係を結んだことが背景にあると考えられよう。とりわけ、筑紫君氏の一族が中央に上番した際に食膳奉仕に従事し、それを統括する膳臣氏などと政治的関係を形成した可能性が高い。筑後国上妻郡や豊前国上毛郡、肥後国菊池郡などに（膳）大伴部が分布しているのは、こうした筑紫君氏の食膳奉仕を背景とするものと考えられよう。

なお注意を要するのは、磐井の乱後に「疆場」が定められたとされる点である（一七）。磐井が火国・豊国に勢力を伸ばしていくとする記述との対応関係を勘案すれば、「疆場」が定められたということは、筑紫君氏による火国・豊国の支配権が否定されたことを意味するに捉えられる。だとすれば、筑紫君氏による菊池地域への影響力は、磐井の乱の後に措定できることになる。

しかし、大伴部など筑紫君氏の勢力下にあつたとみられる集団が、火国の諸豪族の配下に移管されたことを示すような徵証は確認できない。また、乱後も筑紫君氏は国造として倭王権への奉仕を続けていた——むしろ筑紫国造が任命されたのは磐井の乱後だとする見方も強い（吉田一九七五、館野一九九九など）。だとすれば、筑紫君氏の一族は磐井の乱後も倭王への食膳奉仕をおこなつていたと考えられる。したがつて、磐井の乱後も筑紫君氏は食膳奉仕をおこなうための基盤として大伴部を支配していたと考えることができよう。

このように、菊池地域の大伴部は磐井の乱後も筑紫君氏の勢力下に

あつたからこそ、その子孫たちは庚午年籍作成の際の定姓にあたつて、筑紫君氏の職務の一つである食膳奉仕と関わる大伴部姓が与えられたのであろう。また久々智氏についても同様に、磐井の乱後も筑紫君氏との結びつきを保つていたからこそ、九世紀にいたるまで同祖関係を保持し続けていたものとみられる。

(5) 秦人氏

鞠智城跡の貯水池跡からは、木簡および木簡状木製品が数点出土している。そのうちの一点には、次のような墨書きが確認されている。

【史料17】鞠智城跡貯水池跡出土木簡

「<秦人忍^{〔米カ〕}□五斗」

一三四×一二六×五 ○三二一型式

出土した粘土層からは七世紀後半～八世紀後半頃に比定される遺物が検出されており（熊本県教育委員会二〇一二）、この木簡の年代もその範囲に収まるとみられる。この木簡は、上部の左右に切り込みのある形や「□五斗」という記載内容から、荷札木簡とみてよい。釈文にみえる秦人忍という人物がその負担者であろう。鞠智城跡から出土しているということは、ここまで米が運搬されて荷札木簡が取り外され、廃棄されたことを示唆する。この木簡の記載内容について留意されるのは、秦人忍の所属する国・郡・郷（里）など

の記載がないことである。こういった記載形式から、鞠智城が所在する肥後国菊池郡に属する人物からの貢進を示すものとみられる（佐藤二〇一四）。すなわち、菊池地域に秦人氏がいたことがわかるのである。では、秦人氏はいかなる事情で菊池地域にいたのだから

ろうか。

木簡にみえる秦人姓は、庚午年籍の作成における定姓にあたつて、秦人とよばれる渡来系の人々に与えられた姓であろう。秦人は、百濟から「来帰」したと伝えられる弓月君を「祖」とし（一八）、秦の始皇帝の後裔（一九）とも称する秦氏の傘下にあつた渡来系の人々である。秦氏は巨大な集団として知られているが、その傘下にある渡来系集団の故地も一様ではなかつた。例えば「祖」とされる弓月君は百濟から渡来したとされるが、彼が率いていた人夫たちは新羅人の妨害にあつて加羅に留まり、結局は新羅王が罪に服し、弓月の人夫を率いて葛城襲津彦とともに渡来したという（一〇）。また、仁徳期における茨田堤の築造をめぐつて、『日本書紀』は新羅人の朝貢があつて役したと伝えるが（仁徳十一年是歳条）、それに対応する『古事記』仁徳段の記事は秦人を役したとする。これらの記事はいずれも伝承的な性格が強いものであるが、秦氏の傘下に加耶系や新羅系の集団が含まれていたことを示唆するものである。

ところで、地方における秦人をめぐつては、次のような一連の記事がある。

【史料18】『日本書紀』雄略十五年条

秦民分散、臣連等各隨_レ欲駆使。勿_レ委_二秦造_一。由_レ是秦造酒甚以為_レ憂、而仕_二於天皇_一。天皇愛寵之。詔聚_二秦民_一賜_二於秦酒公_一。公仍領_二率百八十種勝_一、奉_二獻庸調絹縑_一、充_二積朝庭_一。因_レ賜姓曰_二禹豆麻佐_一。〔一云禹豆母利麻佐〕。皆盈積之貌也。〕

【史料19】『日本書紀』雄略十六年七月条

詔宜_レ桑國廩殖_レ桑。又散_二遷秦民_一使_レ獻_二庸調_一。

これらの史料によれば、秦の民は分散して臣・連といった諸豪族

に駆使されていたが、雄略の命令によつて集められ秦酒公に与えられた（史料18）。そして翌年には、国県に桑を植えさせる際、秦民を分散させて庸・調を奉らせたという（史料19）。類似の伝承は、時代設定など多少の異同はあるものの、『新撰姓氏録』（左京諸蕃上、太秦公宿祢条）や『本朝月令』所引「秦氏本系帳」にもみえる。こうした伝承によれば、各地の秦人は倭王権によつて各地に配置されたことになる。しかし、史料19については、説話が成立した時に秦の民は全国に散在しており、史料18のようく秦の民を聚めた話を造つたがために、当時の現状にあわせて散らす話が必要になつたため造られたのだとされる（二二）。したがつて、これらの伝承をもとに秦氏を構成する渡来系集団が倭王権によつて諸国に配置されたとみることはできない。ただし加藤謙吉氏によれば、秦の民が「臣連」などに隸属したとする点は史実の一端を反映している可能性が大きく、「秦の民とは本来、畿内の在地豪族や国造に任せられた地方の首長の支配下にあつた人民」であった。そして、こうした渡来系の住民が王権直属の民として割き取られ、秦氏の下に編成されたのが秦人と呼ばれる集団であつたという（加藤二〇〇九）。この点を踏まえると、菊池地域の秦人も、秦氏のもとに編成される前は何らかの勢力のもとにあつたとみられる。では、秦人はいかなる勢力のもとにあつたのだろうか。

この問題を考えるうえで注目したいのは、前節で検討したように、菊池地域が筑紫君氏の勢力下にあつたと考えられることである。それに加えて参考になるのは、同じく筑紫君氏の勢力下にあつた豊前国上毛郡にも秦系氏族が濃密に分布していることである。すなわち大宝二年「豊前国上三毛郡塔里戸籍」（二三）には塔勝などの

勝姓者と秦部姓者が、同じく「豊前国上毛郡加目久也里戸籍」（二三）には上屋勝などの勝姓者と秦部姓者が多くみえる。勝姓氏族は各地の秦氏の支配下集団を率いる地位にあつたと考えられている（八木一九五七、加藤二〇〇九）。肥後国菊池郡や豊前国上毛郡のあたりがいざれもある時期に筑紫君氏の勢力下にあり、ともに秦系氏族が分布していることは偶然ではあるまい。すなわち、これらの地域における秦人などの渡来系集団は、もともと筑紫君氏の支配下にあつたものと考えられるのである。筑紫君氏と渡来人の関係は次の史料にもみえる。

【史料20】『先代旧事本紀』国造本紀

伊吉嶋造。磐余玉穗朝、伐二石井徒者新羅海辺人、天津水凝

後上毛布直造。

右は伊吉嶋造の系譜であるが、それによれば祖先は繼体朝に石井（磐井）に従つていた「新羅の海辺の人」を伐つたという。このことから、磐井が新羅からの渡来人を従えていたことがうかがわれる。また、『日本書紀』において磐井は「高麗・百濟・新羅・任那」の「貢職船」を誘致していたことが非難されている（史料15）。乱後に連坐を怖れた筑紫君葛子は贖罪として糟屋屯倉を献上したとされるが（二四）、磐井はこのような玄界灘の沿岸部に所在する拠点を利用して朝鮮諸国との交流をおこなつていたのだろう。筑紫君氏はこうした

朝鮮諸国との交流のなかで渡来人を招来し、支配下に置いていたのだと考えられる。菊池地域の秦人も、もとはこのように筑紫君氏によつて招来された渡来系集団の一部であつたものとみられる。その後、倭王権によつて筑紫君氏の支配から切り離され、中央の秦氏に委ねられたのである。その契機としては、ひとまず磐井の乱の戦

後処理を想定できる。

ちなみに、豊前国の秦系氏族は「新羅國神」とされる香春神を奉斎していたとされ、中国史書の記載から弁辰（加羅）や辰韓（新羅）から渡来してきたとみられている（平野二〇一八）。この点と、磐井の従者に新羅人がいたことを考え併せると——筑紫君氏の支配下にあった渡来人の故地を特定の国・地域に絞る必要はないかもしないが——、菊池地域の秦人は新羅系の集団であった可能性が高いと思われる。

おわりに

本稿では鞠智城が築造された背景を考えるための作業の一環として、火君氏と菊池地域に関わる諸氏族を中心に肥後の古代氏族をとりあげ、その分析を通して当該地域の歴史的性格を検討してきた。主な論点をまとめると次のようになる。

①火君氏は、後の肥前・肥後を含んだ広義の火国の諸勢力が結集して成立した氏族である。火君氏の仕奉である「火」とは、広義の火国に関わるものであり、その具体的な内容としては主に海上交通ルートの掌握が想定される。

②火君氏をめぐる同祖関係については、まず火君氏と大分君氏が系譜を接合し、後からそのグループと阿蘇君氏が系譜を接合したと考えられ、諸氏族間による政治的関係の形成過程がうかがわれる。また、筑紫三家連氏との同祖関係は、阿蘇君・火君・大分君の各氏が那津官家の「修造」に関与したことを背景として形成されたものとみられる。

③菊池地域に関わる氏族のうち、久々智氏と大伴部氏はいずれも筑

紫君氏と同祖関係にある氏族であった。このうち大伴部氏は、もともと膳臣氏系の大伴部であり、筑紫君氏による倭王への食膳奉仕を背景に編成された集団であった。

④菊池地域の秦人は、もともと筑紫君氏が招來した渡来系集団であつた。その後、磐井の乱などを契機として倭王権により筑紫君氏のもとから切り離され、中央の秦氏に委ねられたとみられる。本稿での考察は、鞠智城が築かれた背景を解明するための基礎作業の一環であり、必ずしも鞠智城の築造に直結するものではない。しかし、鞠智城が築造された背景を考えるうえで一定の参考になると思われる。

①については、鞠智城が火君氏などへの対処を目的として築かれたとする説の当否に関わってくる。こうした議論においては、七世紀後半における火君氏の動態、特に国際交流への関与が重要になる。従来、火君氏は磐井の乱後に国際交流の拠点となる北部九州の沿岸地域に進出したと考えられてきたが、むしろこれらの地域における拠点を前提として倭王に仕奉する氏族として成立したのが火君氏であつたと考えられる。鞠智城の築造と火君氏との関わりは、その点を踏まえて検討を深める必要がある。

また、②は鞠智城と関わる交通路の問題を考えるうえで参考になる。これまで、『延喜式』駅路以前の官道である車路の支路として、菊池郡と合志郡の境界の花房台地で本路から分岐し、阿蘇郡を経て豊後に至るという「豊肥支路」が復元されており、鞠智城は車路の通過地の地形的条件に恵まれた米原周辺に築造されたと指摘されている（鶴島一九七九・一九九七）。その一方、先後関係については逆に、鞠智城が造られた後、制度が整う中で車路がそこを通るように

造られたとする見方もある（長一九九一a）。車路の通過地は、火・阿蘇・大分といった各國造とも関わってくる。系譜の分析から析出されたような火君氏・阿蘇君氏・大分君氏の政治的関係の形成過程を視野に入れることによつて、車路の整備、さらには鞠智城が築造された事情の一端に迫ることができるかもしない。

③④については、鞠智城、ひいては古代山城の立地を考えるうえで重要である。③によれば、菊池地域は筑紫国の一部ではないものの、七世紀以前は筑紫君氏の強い影響下に置かれていた。鞠智城がこうした地域に築造されたことは何を意味するのか、今後検討を深める必要があろう。また④によれば、鞠智城は秦人の分布地域に築造されたことにもなる。筑紫君氏との関係を踏まえれば、菊池地域における秦人（に編成される渡来系集団）の居住は六世紀以前に遡ると考えられ、鞠智城の造営を契機としてこの地に配置されたとは考えがたい。ただし、倭王権の直轄的な性格が強い秦人の性格に鑑みれば、鞠智城造営の労働力編成を考える際は秦人との関係を視野に入れるべきだろう。また、秦氏の有する土木・建築技術との関わりについても興味深い。

以上、本稿での考察結果を踏まえて若干の見通しを述べた。なお

本稿では、火君氏に関して触れていない史料も多く、筑紫における分布の解釈や筑紫君氏との関係など論じ残した点も多い。また菊池地域に関わる氏族についても、わずかな史料から復元し得えた氏族を分析したにすぎず、全貌が明らかになつてゐるわけではない。これまで知られていなかつた氏族^(二五)との関わりが明らかになれば、鞠智城の立地について新たな側面がみえてくるかもしない。これらの点は今後の調査・研究の進展に期待したい。

注

- (一) 『日本書紀』天智四年八月条。
- (二) 『日本文德天皇実錄』天安二年閏二月丙辰（二十四）条。
- (三) 『日本文德天皇実錄』天安二年閏二月丁巳（二十五日）条。
- (四) 『日本文德天皇実錄』天安二年六月己酉（二十日）条。
- (五) 『日本三代実錄』元慶三年三月十六日丙午条。
- (六) 『日本書紀』清寧二年二月条。
- (七) 『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子（二日）条。
- (八) 『國造本紀』にみえる火国造の系譜は火直氏のものだとする見方もある（須永二〇一七）。
- (九) 『日本古典文学大系』日本書紀』上（岩波書店）八六頁、頭注。
- (一〇) 天平勝宝元年「大宅朝臣可是麻呂貢賤解案」（『大日本古文書』東大寺文書之三（東南院文書之三））一六二頁／『東南院文書』第五櫃第八卷）ほか。
- (一一) 『尼崎市史』第四卷（尼崎市役所、一九七三年）、一般編年史料一八一。
- (一二) 『日本書紀』敏達十二年是歲条。
- (一三) 『日本書紀』景行四十年是歲条。『新撰姓氏錄』左京神別中、大伴宿祢条。『令集解』職員令61左衛士府条所引、弘仁二年十一月二十八日付官符所引「大伴宿祢真木麻呂・佐伯宿祢金山等解」。
- (一四) 大宝二年「豊前国上三毛郡塔里戸籍」（『大日本古文書』一五一五三頁／『正倉院文書』正集四十一）。同年「豊前国上毛郡加目久也里戸籍」（『大日本古文書』一一一五七頁／『正倉院文書』正集四十一）。
- (一五) 『日本書紀』持統四年九月丁酉（二十三日）条。
- (一六) 大伴部博麻が自分の身を売つてまで四人を帰国させたのは、その中に主君ともいえる筑紫君薩夜麻がいたためだとする指摘もある（森二〇〇九）。

- (一七)『日本書紀』繼体二十二年十一月甲子(十一日)条。
- (一八)『日本書紀』応神十四年是歲条など。
- (一九)『新撰姓氏錄』左京諸蕃上、太秦公宿祢条など。
- (二〇)『日本書紀』応神十六年八月条。
- (二一)『古典文学大系』日本書紀上(岩波書店)、四九四頁、頭注)。
- (二二)『大日本古文書』一一一四二~一五四頁/『正倉院文書』正集四十一。
- (二三)『大日本古文書』一一一五五~一六二頁/『正倉院文書』正集四十一。
- (二四)『日本書紀』繼体二十二年十二月条。
- (二五)筑紫君氏のもと大伴部を現地で管掌する伴造氏族や、秦人を現地で管掌する勝姓の氏族の存在が措定できる。
- 参考文献
- 石母田正 二〇一七 『日本の古代国家』 岩波書店 初出一九七一
- 井上辰雄 一九六七 「大化前代の肥後一部民制を中心として」『正税帳の研究』 塙書房 初出一九六二
- 井上辰雄 一九七〇a 「筑・豊・肥の豪族と大和朝廷」 鏡山猛・田村圓澄編 『古代の日本』 三 九州 角川書店
- 井上辰雄 一九七〇b 『火の国』 学生社
- 小田富士雄 二〇一三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」『古代九州と東アジアII』 同成社 初出一九九三
- 小田富士雄・坂上康俊 二〇〇六 「古代史の舞台 西海道」『列島の古代史 ひと・もの・こと』 一 古代史の舞台 岩波書店
- 乙益重隆 一九八三 「鞠智城(菊池城)」 小田富士雄編 『日本城郭史研究叢書』 第十卷 北九州瀬戸内の古代山城 名著出版
- 柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』第二号 熊本県教育委員会
- 加藤謙吉 二〇〇九 『秦氏とその民—渡来氏族の実像—(新装版)』

白水社、初出一九九八

鎌田純一 一九六二 『先代旧事本紀の研究』 研究の部 吉川弘文館

木崎康弘 二〇一四 『鞠智城選地論』 覚書 『鞠智城跡II—論考編2』

岸俊男 一九八八 『額田部臣』と倭屯田』『日本古代文物の研究』 塙書房 初出一九八五

熊本県教育委員会 一九八三 『鞠智城跡』

熊本県教育委員会 二〇一二 『鞠智城跡II』

坂本經堯 一九七九 「鞠智城址に擬せられる米原遺跡に就て」『肥後上代文化の研究』 肥後上代文化研究所・肥後考古学会 初出一九三七

佐藤信 二〇一四 「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡II—論考編1』

熊本県教育委員会

篠川賢 一九九六a 「記紀の国造関係記事の検討」『日本古代国造制の研究』 吉川弘文館 初出一九八五

篠川賢 一九九六b 「国造制の成立過程」『日本古代国造制の研究』 吉川弘文館 初出一九八五

篠川賢 一九九六c 「国造本紀の再検討」『日本古代国造制の研究』 吉川弘文館 初出一九八九・一九九一

須永忍 二〇一七 「古代肥後の氏族と鞠智城—阿蘇君氏とヤマト王權—」『鞠智城と古代社会』第五号 熊本県教育委員会

館野和己 一九九九 「ミヤケと国造」 吉村武彦編 『古代を考える』 体・欽明朝と仏教伝来』 吉川弘文館

田中卓 一九八六 「古代阿蘇氏の一考察」『田中卓著作集』二 日本書の成立と諸氏族』 国書刊行会 初出一九六〇

長洋一 一九九一a 「鞠智城について」『都府楼』一二

長洋一 一九九一b 「筑紫・火・豊の国の成立」 下條信行他編 『新版古代の日本』 第三卷 九州・沖縄 角川書店

- 鶴島俊彦 一九七九 「古代肥後国の交通路についての考察」『駒沢大学
大学院地理学研究』九
- 鶴島俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七
- 東野治之 二〇一〇 「東大寺大仏の造立と木簡」『書の古代史』 岩波
書店 初出一九八九
- 富田紘一 一九七九 「鞠智城」『日本城郭大系 第一八巻 福岡・熊本・
鹿児島』 新人物往来社
- 豊野町教育委員会 二〇〇四 『肥後国浄水寺古碑群』
- 中井一夫・和田萃 一九八九 「奈良・東大寺大仏殿廻廊西地区」『木簡
研究』一一
- 奈良県教育委員会編 二〇〇〇 『東大寺防災施設工事・発掘調査報告
書 発掘調査篇』 東大寺
- 乗岡実 二〇一〇 「地域勢力と古代山城」『古代文化』六二一―一
- 平石充 二〇一五 「出雲の部民制・国造制」『歴史評論』七八六
- 平野邦雄 二〇一八 「畿外の帰化人」『帰化人と古代国家(新装版)』
- 吉川弘文館 初出一九七一・一九七三
- 松本健郎 一九八〇 「日置氏墳墓」考』『鏡山猛先生古稀記念古文化
論攷』 鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会
- 溝口優樹 二〇一七 「凡河内」考』 篠川賢・大川原竜一・鈴木正信
編『国造制・部民制の研究』八木書店
- 溝口優樹 二〇一九 「凡河内国造の成立」『続日本紀研究』四一五
- 宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の複眼
的研究—」『鞠智城と古代社会—第一号』 熊本県教育委員会
- 向井一雄 一九九一 「西日本の古代山城遺跡—類型化と編年について
の試論—」『古代学研究』一二五
- 向井一雄 二〇一四 「鞠智城の変遷」『鞠智城跡II—論考編2—』 熊
本県教育委員会
- 森公章 二〇〇九 「評司・国造の執務構造」『地方木簡と郡家の機構』

同成社 初出二〇〇五

八木充 一九五七 「カバネ勝とその集団」『ヒストリア』一九

山尾幸久 一九七七 『日本国家の形成』 岩波書店

吉田晶 一九七五 「古代国家の成立」『岩波講座 日本歴史二・古代二』

岩波書店 和田萃 一九九〇 「東大寺」 木簡学会編『日本古代木簡選』 岩波書

店

挿図出典

第1図 「古代『延喜式』の郡名・郡境一覧^④」(島方洸一企画・編集統
括『地図でみる西日本の古代』平凡社、二〇〇九年)をもとに作成

第2図 国土地理院発行二〇万分一地勢図「熊本」(二〇〇五年測量)
をもとに作成